2　申告書の作成例

【事例１】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金 200 万円の贈与を受けました。暦年課税により申告します。

○「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した贈与税の申告書

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

事例1

麹町　税務署長　平成27年 2月 2日提出

平成 26 年分贈与税の申告書　FD4724

提出用　税務署受付印

住所	〒XXX-XXXX（電話 XXX－XXX－XXXX） 東京都千代田区霞が関○○丁目○番○号 ABCビル585号室
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。 コク ゼイ タ ロウ
氏名	国税 太郎
生年月日	3 55年 1月 23日 職業 会社員

明治1、大正2、昭和3、平成4

税務署整理欄（記入しないでください。）			
整理番号		名簿	
申告書提出年月日		財産	51
災害等延長期限		細目	
出国年月日		コード	
死亡年月日		関与区分	
事案		処理	
訂正		修正	

国税庁HP　1　（単位は円）

第一表（平成26年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

Ⅰ 暦年課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	単価	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 千代田区霞が関3-1-1 フリガナ コク ゼイ イチ ロウ 氏名 国税 一郎 続柄 父 生年月日 明・大・昭・平23年 5月 5日	現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金	円	円	平成 26 年 2 月 27 日
	千代田区霞が関3-1-1			円	倍	2000000
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				円		平成 年 月 日
				円	倍	
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				円		平成 年 月 日
				円	倍	

Ⅱ 相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

Ⅲ 合計

財産の価額の合計額（課税価格）	①	2000000
配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。□ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得にあてた部分の金額の合計額）	②	
基礎控除額	③	1100000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	900000
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤	90000
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
医療法人持分税額控除額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のBの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のBの金額）	⑦	
差引税額（⑤－⑥－⑦）	⑧	90000
特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑱の金額の合計額）	⑨	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㉗の金額の合計額）	⑩	
課税価格の合計額（①＋⑨）	⑪	2000000
差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑧＋⑩）【100円未満切捨て】	⑫	90000
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑬	00
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の㉑の金額）	⑭	00
医療法人持分納税猶予税額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のAの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のAの金額）	⑮	00
申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮）	⑯	90000
この申告書が修正申告書である場合　差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑫－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫）	⑰	00
申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑯－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯）	⑱	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞　□ 税理士法第30条の書面提出有　□ 税理士法第33条の２の書面提出有

通信日付印　・　・　確認者　㊞

平成 26 年分の贈与税の申告と納税は、平成27年3月16日(月)までです。

「確定申告書等作成コーナー」の具体的な入力手順や入力例などについては、
「Ⅲ　『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」（54 ページ）をご覧ください。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した贈与税の申告書や届出書などのデータについては、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出（送信）できます！

まずは、**国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】**へアクセスしてください!!